

手続き	営業廃止届	【第12号様式(第13条関係)】
届出対象	<p>①営業を廃止したとき</p> <p>②営業者が変わったとき（承継届の対象を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業者の法人化や、法人から個人へ変更したとき ・他の人や他の法人に、営業を引き継いだ場合 <p>※旧営業者による廃止届のほか、別途、新しい営業者による「営業許可新規申請」が必要です。</p> <p>③営業施設を移転したり、大規模な増改築を行ったとき</p> <p>※営業者が同一でも、旧施設に関する廃止届のほか、別途、新施設に関する「営業許可申請」が必要です。</p> <p>④営業者が死亡したとき</p>	
提出時期	廃止後、速やかに	
添付書類	営業許可証(原本)	

◆参考◆ 許可を受けた者が死亡したり、許可を受けた法人が解散(破産)した時は、次の方が届出を行って下さい。

営業者	届出を行う者	留意事項
死亡	<p>戸籍法87条の規定による死亡の届出義務者(*)</p> <p>(*)同居の親族、その他の同居者、家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人</p>	<p>届出者欄には、次の内容を記名し、届出者が押印して下さい。</p> <p>営業者氏名 届出義務者(続柄:) 届出者氏名</p> <p>例：山田太郎 届出義務者(続柄：子) 山 田 花 子 ㊟</p>
法人の解散	<p>清算人 (破産の場合は、破産管財人)</p>	<p>清算人：法人登記事項証明書提示で確認 破産管財人：法人登記事項証明書提示又は破産手続開始等通知書で確認</p> <p>営業者たる法人の名称 届出者の職名及び届出者氏名を記名し、押印して下さい。</p> <p>なお、代表清算人を定めた場合は、代表清算人による届出をお願いします。</p> <p>例：株式会社〇〇 代表清算人 弁護士 山田 花子 ㊟</p>